長与町農業委員会会議録

令和４年１２月２６日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関する部分については、内容を〇又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

令和４年１２月農業委員会総会

１．日時　　令和４年１２月２６日（月）　　１４時００分から１６時００分

２．場所　　長与町役場４階会議室

３．農業委員会委員　　出席委員（１２名）

会長　　１番　水谷　勉

委員　　２番　渡邉　章三　　３番　原田　成信　　４番　崎山　光子

５番　永田　好紀　　６番　岡﨑　道子　　７番　原口　司

８番　山本　忠典　　９番　益冨　雅彦　　１０番　柳原　厚志

１１番　山口　多美子　　１２番　原田　正利

４．農地利用最適化推進委員　　出席委員（６名）

２番　尾﨑　明光　　３番　田中　光夫　　４番　山口　健士

５番　増田　博光　　６番　坂口　勝利　　７番　坂本　謙二

５．農地利用最適化推進委員　　欠席委員（２名）

１番　永冨　義徳　　８番　坂本　秀哉

６．議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　　５番　永田　好紀　　６番　岡﨑　道子

第２　　第１号議案　農地法第５条の規定による許可申請について

第３　　第２号議案　農用地利用集積計画について

第４　　第３号議案　農地中間管理事業における農用地利用集積計画（案）について

第５　　第４号議案　非農地判断について

第６　　第１号報告　農地転用専決処分報告について

第７　　第２号報告　土地改良事業三条資格者承認の専決処分報告について

７．農業委員会事務局職員

事務局長　　山﨑　昇

農政農地係長　　森　雅之

農政農地係主事　　竹中　敦月

事務局　皆さんおはようございます。総会の開催に先立ち、報告いたします。

長与町農業委員会総会規則第６条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっております。本日は、８番　山本　忠典委員が所用により遅れておりますが、委員１２人中１１人の出席をいただいており、過半数に達しておりますので、総会が成立することを報告いたします。

なお、農地利用最適化推進委員は８人中６人の出席でございます。

本日の欠席者は、永冨　義徳　推進委員、坂本　秀哉　推進委員の２人です。

それでは、ここからの議事等の進行を、水谷会長お願いいたします。

議長　それでは、令和４年１２月の農業委員会総会を開催いたします。

まず、始めに日程第１の農業委員会　総会規則、第１８条の規定によりまして、議事録署名委員を２人、指名いたします。５番　永田　好紀　委員、６番　岡﨑　道子　委員を指名いたします。

日程第２　本日は、

第１号議案　農地法第５条の規定による許可申請が３件

第２号議案　農用地利用集積計画が８件

第３号議案　農地中間管理事業における農用地利用集積計画案

第４号議案　非農地判断

が出ております。

報告事項は

農地転用専決処分が３件

土地改良事業三条資格者承認の専決処分が１件

出ております。

それでは、日程第２　提出された議案の審議に入ります。

第１号議案　農地法第５条の規定による許可申請について　を審議いたします。

事務局から１件目の説明をお願いします。

事務局　それでは第１号議案　農地法第５条の規定による許可申請について、説明いたします。

第１号議案の１ページをお開きください。資料につきましては№１をご覧ください。

整理番号　８

申請地　長与町本川内（地番）　地目　公衆用道路　面積　４９㎡

申請地　同じく、（地番）　地目　公衆用道路　面積　２．６２㎡

２筆合計　５１．６２㎡

農地区分は、農用地区域外となっています。

申請者は、

譲渡人が、長与町本川内郷（地番）（氏名）
譲受人が、長与町平木場郷（地番）（氏名）
申請目的は、売買による所有権移転です。
施設の概要は、農業用道路です。
備考欄に記載のとおり、１１月総会において、違反転用案件として報告した箇所に係る追認許可申請となります。譲受人が申請地を購入し、自己の農地に進入するための農業用道路として利用いたします。
区域区分は、都市計画区域外となります。
なお、この農地の立地基準は、第２種農地、一般基準として、書類と現地での確認の結果、周辺農地への支障については、問題ないと判断しております。
土地の所在ですが、２ページをお開きください。
本川内郷にあります踏切の南西側の赤色で表示してある場所が、申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、３ページをご確認いただければと思います。以上です。

議長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、担当農業委員さんの説明をお願いします。
９番　益冨　雅彦　委員

９番　ご説明をさせていただきます。１２月１６日午後２時から、水谷会長、山﨑局長、森係長、私の４名で、確認をさせていただいております。資料ナンバー１の写真を御覧いただきたいと思いますけれども、この写真の上部のほうですね。道路が黒くなっていっていますけれども、その先に、樹園地がございます。面積的にはよく分かりませんけれども、１反もないぐらいの面積の農地でございました。今局長のほうから、報告ありましたように、違反転用案件として若干の問題もありながらですけれども、追認許可申請としてはですね。確認する上では、十分な管理をなされているということで、利用状況については問題はないと。思っております。道路についても現状のとおり、農道として機能しているものと考えております。以上でございます。

議長　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問なし】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
この農地法第５条の許可申請を、県へ申達することについて、農業委員の方に挙手で賛否を

とります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認　議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、県へ進達することに決定いたします。

続いて、事務局から２件目の説明をお願いします。

事務局　２件目です。

第１号議案の４ページをお開きください。資料につきましては№２をご覧ください。

整理番号　９

申請地　長与町岡郷（地番）　地目　畑　面積　３０４㎡です。

農地区分は、農用地区域外となっています。

申請者は、

使用貸人が、長与町岡郷（地番）（氏名）

使用借人が、長与町丸田郷（地番）（氏名）

申請目的は、使用貸借権の３０年間の設定です。

施設の概要は、軽量鉄骨造２階建て　建築面積　６２．４４㎡、所要面積　３０４㎡です。

備考欄に記載のとおり、使用借人は、申請地を借り受け、自宅を建築します。雨水排水は溜枡を利用、汚水及び生活雑排水は既存の下水道に接続します。

区域区分は、都市計画区域外となります。

立地基準は、第２種農地、一般基準として、書類と現地での確認の結果、周辺農地への支障については、問題ないと判断しております。

土地の所在ですが、５ページをお開きください。

岡郷にあります（集合住宅）の北東側に位置した、赤色で表示してある場所が、申請地です。

なお、農地の正確な形状等につきましては、６ページをご確認いただければと思います。以上です。

議長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、担当農業委員さんの説明をお願いします。

１１番　山口　多美子　委員

１１番　１２月１５日、午前１０時３０分より、水谷会長、山﨑局長、森係長と私で現地確認をしま

した。（貸人）さんの長男の（借人）さんが分家住宅を建てられるそうです。雨水排水は既存の水路へ流し、汚水は既存の下水管へ流します。隣接地は、（施設名）と道を挟んで、（貸人）さんの畑があります。使用貸借には問題ないと思います。以上です。

議長　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。
１０番　柳原　厚志　委員

１０番　確認ですが、借人さんは貸人さんのお子さんですか。

事務局　はい、お子さんになります。

議長　他にご意見・質問はありませんか。

【意見・質問なし】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
この農地法第５条の許可申請を、県へ申達することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認　議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、県へ進達することに決定いたします。
続いて、事務局から３件目の説明をお願いします。

事務局　３件目です。
第１号議案の７ページをお開きください。資料につきましては№３をご覧ください。

整理番号　１０
申請地　長与町平木場郷（地番）　地目　畑　面積　２８㎡です。

農地区分は、農用地区域外となっています。
申請者は、
譲渡人が、長与町平木場郷（地番）（氏名）
譲受人が、長与町平木場郷（地番）（氏名）
申請目的は、売買による所有権移転です。
施設の概要は、宅地です。
備考欄に記載のとおり、譲受人の宅地は狭小であり、申請地を購入して庭として整備することで、自身の宅地と一体的に利用する。
区域区分は、都市計画区域外となります。
立地基準は、第２種農地、一般基準として、書類と現地での確認の結果、周辺農地への支障については、問題ないと判断しております。
土地の所在ですが、８ページをお開きください。
平木場郷にあります上長与公民館の東側に位置した、赤色で表示してある場所が、申請地です。
なお、農地の正確な形状等につきましては、９ページをご確認いただければと思います。以上です。

議長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。
尾﨑　明光　委員

推進委員２番　１２月１６日の１３時３０分から、現場の立会いを行いました。立会人は永田委員と、水谷会長、山﨑局長、森さんです。あと地主の（譲渡人）さんも来ていらっしゃいました。申請の土地につきましては、現地は道下でもありますし、面積も２８㎡と狭いわけですけども、以前はこの狭いところでも野菜とか一応つくっておられたわけですけども、今度、（譲受人）さんのほうが家を建てた段階で、日があんまり当たらないような状況になって、現地のほうではもうほとんど野菜を作れないような状況で、本人さんも管理をするのが難しくなってきたということで、（譲受人）さんのほうが購入したらどうかという話が出ていました。そこで（譲受人）さんのほうが、宅地も変形の狭小地であって庭という庭がないのもあって、庭をつくれば幾らかの空間も出来て、生活のほうも大分、宅地の空間として、余裕ができるんじゃないかと思いますので、特段問題はないと思います。以上です。

議長　続きまして、担当農業委員さんお願いします。
５番　永田　好紀　委員

５番　今、尾﨑明光さんから報告があったとおりで、１６日に確認をしております。それで、子供さんの遊び場がないということで、そこを庭にすれば、ちょうど遊び場もできるんじゃないかなと思っております。私も、このことについては異議ありません。

議長　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問なし】

質問なしと認めます。それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地法第５条の規定による許可申請を県へ進達することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

続いて第２号議案　農用地利用集積計画について　を審議いたします。１件目について、事務局から説明をお願いします。

事務局　それでは第２号議案　農用地利用集積計画について、説明いたします。

第２号議案をご準備ください。

２ページの集計表等については、第３号議案の農地中間管理事業における農用地利用集積計画（案）も合算したものとなっております。

１件目です。３ページをお開きください。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、

長与町本川内郷（地番）（氏名）

利用権を設定する者の氏名及び住所は、

長与町高田郷（地番）（氏名）

利用権を設定する土地は、

本川内郷（地番）　地目　田　面積　１９５㎡

以下５筆です。

５筆合計　４，３３７㎡　です。

利用権の種類は　使用貸借で、具体的な作物名は水稲です。

期間は、令和５年１月１日から令和９年１２月３１日までの５年間です。

新規の契約となります。

土地の所在を説明します。５ページをお開きください。

所在地は、（施設名）の西側に位置した赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、担当農業委員さんから説明をお願いします。
９番　益冨　雅彦　委員

９番　はい、ご説明申し上げます。４反幾らかの広さの水田なんですが、私が農業委員にお世話になって５年過ぎたわけですけれども、それ以前からちょっと荒廃してるということで、いろいろ問題があったような土地ではございます。そういうことで、私が農業委員になった後もですね、毎年のように、どうにかならんかということで、相談を受けていた土地でもございます。いろいろお話をする中で、（借人）さんのほうから、これには使用貸借ということで、話がまとまりましたということで、私のほうにも話がございました。具体的な作物名というところでは水稲ということで記載がございますけれども、一部は本川内郷の農業者のグループでミカンの苗木の育成もそこでやりたい。いうような意向があるようでございます。それから先ほど申し上げましたように使用貸借っていうことになった事情につきましては、農地に直す造成費用が、やはりかなりかかるということで、５年間、無償でっていうことで使用貸借の契約になったようでございます。長年の懸案がこれで解決をしたということで、現状確認をいたしましたけれども、来年からは綺麗な農地になるものと考えております。以上でございます。

議長　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。
１０番　柳原　厚志　委員

１０番　益冨委員がおっしゃったように、ずいぶん前から荒廃地でありましたので、今回（借人）さんが借りていただけるのはとてもありがたいことだと感じております。

議長　他にご意見・質問はありませんか。

【意見・質問なし】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認・議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。
続いて２件目について、事務局から説明をお願いします。

事務局　続きまして、２件目です。６ページをお開きください。
利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、
長与町平木場郷（地番）（氏名）
利用権を設定する者の氏名及び住所は、
長与町本川内郷（地番）（氏名）
利用権を設定する土地は、
本川内郷（地番）　地目　畑　面積　１３９㎡
以下４筆です。
４筆合計　１，８４３㎡　です。
利用権の種類は　賃貸借で、具体的な作物名は　みかんです。
期間は、令和５年１月１日から令和８年１２月３１日までの４年間です。
新規の契約となります。
年間の借賃は、１０ａあたり〇〇円です。
土地の所在を説明します。８ページをお開きください。
本川内郷にありますバス停の北側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、担当農業委員さんから説明をお願いします。
９番　益冨　雅彦　委員

９番　はい、ご報告申し上げます。８ページの図面をご覧いただきたいと思いますけれども、数字がある分の右横に、（貸人）さんのお宅がございます。実はその数字を書いてある部分ですね。そこの部分が、２０２０年の１２月ですか。そのときも（借人）さんが借りられるということで、現地確認をした場所でございます。（貸人）さんの農園につきましては、御覧になられるとおり、家の周りに、優良農地がぐるっと取り巻くような形ということで、みかんの管理も十分にされて、すばらしいミカンが出来ていた土地でございました。どうしても寄る年波には勝てないということで、（借人）さんがつくってもらえるということで話がまとまっていることでもございます。いちばんいいと思うのはですね、営農をされてた状態で、引継ぎが出来たということで、そのまま管理が十分に出来ていくということで、非常に喜ばしいことだと思っております。以上問題ないと考えます。

議長　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問なし】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認・議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。
続いて３件目について、事務局から説明をお願いします。

事務局　続きまして、３件目です。９ページをお開きください。
利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、
長与町丸田郷（地番）（氏名）
利用権を設定する者の氏名及び住所は、
長与町丸田郷（地番）（氏名）
利用権を設定する土地は、
丸田郷（地番）　地目　畑　面積　７２８㎡
以下５筆です。
５筆合計　２，３３８㎡　です。
利用権の種類は　使用貸借で、具体的な作物名はみかんです。
期間は、令和５年１月１日から令和９年１２月３１日までの５年間です。
申請地は、平成２５年から借り入れをされており、今回２回目の更新となります。
土地の所在を説明します。１１ページをお開きください。
地図の右下に（施設名）がございます。（施設名）より北側の丸田郷（地区名）にかけて、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

増田　博光　委員

推進委員５番　１２月１６日に、私と、水谷会長、事務局長の山﨑さんと係長の森さん、それと崎山委員と、５人で現地を確認しました。現地は少し離れているんですけども、２回目ということで、かなりきれいにみかんもしてあって、言うことはないと思います。以上です。

議長　続きまして、担当農業委員さんお願いします。
４番　崎山　光子　委員

４番　増田さんが言われましたようにとてもきれいにしてありました。高いところまで、あれだけきれいにされるのはすごい、年間の力が要るだろうなと感心しました。以上です。

議長　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。
１０番　柳原　厚志　委員

１０番　熱心にみかんをつくられていて、問題ないと思います。（借人）さんの子供さんは、跡継ぎで農業をされるのでしょうか。

事務局　子供さんは農業をされておらず、奥様と二人でされています。

議長　他にご意見・質問はありませんか。

【意見・質問なし】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認・議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。
続いて４件目について、事務局から説明をお願いします。

事務局　続きまして、４件目です。１２ページをお開きください。
利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、
長与町嬉里郷（地番）（氏名）
利用権を設定する者の氏名及び住所は、
長与町嬉里郷（地番）（氏名）
利用権を設定する土地は、
嬉里郷（地番）　地目　畑　面積　８５２㎡
以下３筆です。
３筆合計　１，６４３㎡　です。
利用権の種類は賃貸借で、具体的な作物名は花です。
期間は、令和５年１月１日から令和１４年１２月３１日までの１０年間です。
申請地は、平成２５年から借り入れをされており、今回１回目の更新となります。
年間の借賃は、３筆合計〇〇円です。
土地の所在を説明します。１４ページをお開きください。
嬉里郷にありますバス停の東側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。
坂口　勝利　委員

推進委員６番　局長さん、森係長、会長、そして私、山本委員５人で現地確認をしました。ここはもう前から、（借人）さんがずっと借りておられて、菊を最初はずっとつくっておられました。今も、菊とか野菜をつくって、畑も綺麗にしておられると思います。別に、意見をするようなところはないと思います。以上です。

議長　続きまして、担当農業委員さんお願いします。
８番　山本　忠典　委員

８番　今、坂口さんが言われたように、特別問題はなくて、ちょうど自分たちが、現地確認に行ったときでも、畑のほうをずっと手入れされていまして、ちょうど大根などの収穫時期だったと思います。それで、まだ元気にされていたと思っています。特別、問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問なし】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認・議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。
続いて５件目について、事務局から説明をお願いします。

事務局　続きまして、５件目です。１５ページをお開きください。
利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、
長与町岡郷（地番）（氏名）
利用権を設定する者の氏名及び住所は、
長与町斉藤郷（地番）（氏名）
利用権を設定する土地は、
斉藤郷（地番）　地目　田　面積　１，７４３㎡です。
利用権の種類は賃貸借で、具体的な作物名は水稲です。
期間は、令和５年１月１日から令和９年１２月３１日までの５年間です。
新規の契約となります。
年間の借賃は、米〇〇kgです。
土地の所在を説明します。１７ページをお開きください。
斉藤郷にあります（施設名）の西側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。
坂本　謙二　委員

推進委員７番　　１２月１５日の１５時から現地の確認をいたしました。確認者は、水谷会長、山﨑局長、森係長、渡邉委員と私、５名で行いました。ここは、新規ということですけど、今まで借りていた人が、ここをやめて、（借人）さんが新たに借りるということを聞いております。渡邉委員によれば、近くでも田んぼを借りて機械も持ってよくやっているということで、今までどおりつくっていただければ特に問題はないと思います。以上です。

議長　　続きまして、担当農業委員さんお願いします。
２番　渡邉　章三　委員

２番　　坂本委員が言われたとおり、新規となっておりますが、実はここは（氏名）さんが、前つくられていたところです。ところが、息子さんが亡くなられて、あまり広過ぎてもうできないと、それで（借人）さんのほうに、田をつくらないかと紹介して、本人が、つくってみようかということになりました。本人もこの斉藤の圃場整備内では、ほかの田を４反くらいつくっておられます。地区内では、ほとんど彼が田植えから刈り取りまで、委託でする部分も結構ありますので、荒れなくていいんじゃないかなというふうに思っております。非常にいいことだと思います。以上です。

議長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問なし】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認・議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。
続いて６件目について、事務局から説明をお願いします。

事務局　続きまして、６件目です。１８ページをお開きください。
利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、
長与町岡郷（地番）（氏名）
利用権を設定する者の氏名及び住所は、
長与町岡郷（地番）（氏名）
利用権を設定する土地は、
斉藤郷（地番）　地目　田　面積　９０７㎡です。
利用権の種類は賃貸借で、具体的な作物名は水稲です。
期間は、令和５年１月１日から令和９年１２月３１日までの５年間です。
申請地は、平成２５年から借り入れをされており、今回２回目の更新となります。
年間の借賃は、米〇〇㎏です。
土地の所在を説明します。２０ページをお開きください。
斉藤郷にあります（施設名）の南側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。
坂本　謙二　委員

推進委員７番　この件も１２月１５日、メンバーは同じ人間で行いました。例年、水稲をよくつくっていらっしゃいまして、また契約のほうも継続ということで、特に問題はないと思います。以上です。

議長　続きまして、担当農業委員さんお願いします。
２番　渡邉　章三　委員

２番　坂本委員が言われたとおりです。これも継続になっておりますので、問題ありません。以上です。

議長　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問なし】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認・議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。
続いて７件目について、事務局から説明をお願いします。

事務局　続きまして、７件目です。２１ページをお開きください。
利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、
長与町岡郷（地番）（氏名）
利用権を設定する者の氏名及び住所は、
長与町岡郷（地番）（氏名）
利用権を設定する土地は、
斉藤郷（地番）　地目　畑　面積　１，２４８㎡です。
利用権の種類は賃貸借で、具体的な作物名は野菜です。
期間は、令和５年１月１日から令和９年１２月３１日までの５年間です。
申請地は、平成２５年から借り入れをされており、今回２回目の更新となります。
年間の借賃は、〇〇円です。
土地の所在を説明します。２３ページをお開きください。
斉藤郷にあります（施設名）の南側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。
坂本　謙二　委員

推進委員　ここも１２月１５日、同じメンバーで現地を確認いたしました。（借人）さんはここに野菜

７番　を毎年、つくっていらっしゃいます。今回見に行ったときはピーマンでした。この土地は毎年品種を変えながら、よく管理をしていると思っております。特に問題はないと思います。

議長　続きまして、担当農業委員さんお願いします。
２番　渡邉　章三　委員

２番　今、坂本委員さんが言われたとおりです。継続になっております。もう１０年近く経ちます。以上です。

議長　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問なし】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認・議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。
続いて８件目について、事務局から説明をお願いします。

事務局　続きまして、８件目です。２４ページをお開きください。
利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、
長与町岡郷（地番）（氏名）
利用権を設定する者の氏名及び住所は、
長与町斉藤郷（地番）（氏名）
利用権を設定する土地は、
斉藤郷（地番）　地目　田　面積　１，０７７㎡です。
利用権の種類は賃貸借で、具体的な作物名は水稲です。
期間は、令和５年１月１日から令和９年１２月３１日までの５年間です。

申請地は、平成２４年から借り入れをされており、今回２回目の更新となります。
年間の借賃は、米〇〇kgです。
土地の所在を説明します。２６ページをお開きください。
岡郷・斉藤郷にかかる橋の南側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。
坂本　謙二　委員

推進委員７番　はい、これも同じ１５日の日に、同じメンバーで現地を確認いたしました。ここも継続で、毎年水稲を作っていらっしゃいます。（借人）さんは、私の田も借りていただいていますけど、息子さんたちが、主に来て作業をしていらっしゃるような感じがしております。特に問題はないと思います。以上です。

議長　続きまして、担当農業委員さんお願いします。
２番　渡邉　章三　委員

２番　はい、今、坂本委員さんが言われたとおりです。（借人）さんも高齢ながら頑張っておられます。ここの地区内にあとほかに２か所つくっておられます。以上です。

議長　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問なし】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認・議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。
ここで休憩を挟みます。場内の時計で１５時から再開いたします。

【休憩】

議事を再開いたします。第３号議案　農地中間管理事業における農用地利用集積計画案について、事務局から説明をお願いします。

事務局　それでは、第３号議案　農地中間管理事業における農用地利用集積計画案について、説明します。
農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第１８条の規定に基づき、議決を求められているため、今回議案としてあげております。今回の計画案は、すべて「公益財団法人長崎県農業振興公社」へ貸し出すものとなっております。
利用権の種類は、使用貸借権
期間は、令和５年１月１０日から令和２０年１月９日までの１５年間です。
長尾谷地区から説明いたします。
１ページは位置図です。公園の南東側に位置した赤色で表示した箇所になります。
２ページは詳細図です。色が塗られている箇所が、基盤整備の対象箇所です。
今回、農地中間管理機構へ貸し出す対象箇所は、赤の畑、オレンジの原野、緑の山林、グレーの公衆用道路となります。黄色とむらさきについては、対象外となります。
３・４ページの一覧表をご覧ください。
４ページの下に合計を表示しております。
今回の対象は、
登記地目　畑　１８筆　１８，３５９．００㎡
原野　１筆　５５０．００㎡
山林　２筆　３，２４７．００㎡
公衆用道路　４筆　２２８．４３㎡
合計　２５筆　２２，３８４．４３㎡となっております。
５ページから１８ページまでは、申請書、及び申請書に対応した位置図となりますのでご参照ください。
続きまして、姥懐地区です。１９ページの位置図をご覧ください。
公園の北東側に位置した赤色で表示した箇所になります。
２０ページは詳細図となります。
２１・２２ページの一覧表をご覧ください。
２２ページの下に合計を表示しております。

今回の対象は、

登記地目　畑　３８筆　５７，３１２．００㎡

山林　２筆　６０５．００㎡

公衆用道路　３筆　３８２．６８㎡

用悪水路　１筆　７２．００㎡

合計　４４筆　５８，３７１．６８㎡となっております。

２３ページから５８ページまでは、申請書、及び申請書に対応した位置図となりますのでご参照ください。

今回は、所有者から農地中間管理機構への貸出までとなっております。

今後、町長より農地中間管理機構から利用者へ貸し出す利用配分計画の意見が求められることとなります。以上で説明を終わります。

議長　それでは審議について、まず長尾谷地区から入っていきたいと思います。図面で言えば２番ですね。この地区を一括して決を採っていきたいと思います。事務局から説明がありましたように、一旦、土地持ちの農家から、中間管理機構に預けます。それともう一つは、中間管理機構に預けますと、中間管理機構は、基盤整備がある程度進んでから、今度は配分計画で誰をどこにというのを決めます。ですから、この中の全部が貸す人と借り受ける人が別ということでもないんです。中にはＡtoＡ、自分の土地を自分でつくりますという人もいます。大方貸出しになりますから中間管理機構が全て受けますので、それについて異議があるかないかということになります。今ありましたようにまず、（氏名）さん。それから長尾谷地区については、（氏名）さん。まだ相続が出来ておりませんけども、（氏名）さんの相続人の代表として（氏名）さん。それから、（氏名）さん。（氏名）さん。そして、（氏名）さん。（氏名）さん。（氏名）さん。（氏名）さん。（氏名）さん。（氏名）さんというふうになっています。この中で、自分でつくるというのは（氏名）さん、（氏名）さん、それから（氏名）さん。この人たちは自分で預けて自分で借ります。あとは全部、他の入植者に配分計画ということになります。この件について、長尾谷地区で何かご意見・質問ありませんか。

２番　渡邉　章三　委員

２番　３名は自分でつくる。他は貸し出しをしますけども、何名ぐらい貸出しをされるんですか。

事務局　はい、今回の分につきましては、まず事業を確定させなくてはいけませんので、所有者から中間管理機構に貸し出すところでまでになっております。来月か再来月に配分計画が出てくるんですが、造成に移るのが２年後か３年後、今から計画を立てていくような段階になりますので、その間は、ＡtoＡになります。機構から所有者にそのまま貸し出して耕作をしながら工事を行うという格好ですので、相手方や、どういうふうに造成をしていくのかということは今後の議論になってくるものと考えております。以上です。

議長　私がここの運営委員に入ってますので少し説明を加えたいと思いますけども、ここにですね先ほど、（氏名）さん、（氏名）さん、（氏名）さんは、自分の土地を自分でします。あと残りは入植者が本川内から（氏名）さん、（氏名）さん、それから佐敷の（氏名）さん。（氏名）さんで全部で６人になりますかね。これまた配分計画が当然出てきますけど、そこに入植しますよと。大体５反ぐらいを目安に区分けの協議をしているところです。まだ議案としては上げられませんが、参考として説明を加えておきます。

他にご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

それでは長尾谷地区について、説明のとおり、農地中間管理事業における農用地利用集積計画案を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認、議長に報告】

挙手された委員が全員で過半数に達していますので、許可することに決定いたします。
続いて姥懐地区について、ご意見・質問はありませんか。
２番　渡邉　章三　委員

２番　さっき同じような質問なんですが、貸し出しは何名くらいか分かる範囲内でお願いします。

議長　ここの入植は、（氏名）さん、（氏名）さんの息子さん、（氏名）さん、それから（氏名）さんの息子さんが主ですね。なお、真ん中の（氏名）さんの土地が地区外ということで中抜きになっています。それからこの中で、自分の土地をするのは（氏名）さんですね。基盤整備については穴岩地区もあるんですが、山林化しており、農地の貸し借りについてはないということで、ここには載っておりません。他にご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

それでは姥懐地区について、説明のとおり、農地中間管理事業における農用地利用集積計画案を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認、議長に報告】

挙手された委員が全員で過半数に達していますので、許可することに決定いたします。
続いて第４号議案　非農地判断について、事務局から説明をお願いします。

事務局　それでは、第４号議案　非農地判断について、説明します。第４号議案の２ページから５ページにかけての「令和４年度　非農地対象リストをお開きください。
１１月の総会時に説明いたしました。「耕作放棄地の農地・非農地の判断に係る事前通知」をリストにある候補地に送付いたしました。件数は１１１件　１７７筆　１４４，４５５．３㎡です。
意向確認をした結果、「農地」として利用の確認が取れたものが５件、事前通知の未達が１件を除いた１０６件　１７０筆　１３７，５５６．３㎡を非農地にすることが妥当かどうかをご審議・ご判断をいただきたいと思います。妥当であれば、１ページにあります非農地通知を明日発送したいと考えております。以上で説明を終わります。

議長　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問なし】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、非農地通知を発送することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認・議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、発送することに決定いたします。
通知の発送によって、地元農家さんからご意見等があるかもしれませんので、委員の皆さんは反応を見ておいてください。
５番　永田　好紀　委員

５番　非農地判断をした土地について、場所次第では重機を使って開墾したい、と後から言って農地に戻せるのでしょうか。

事務局　この通知によって、農地が山林とか原野に登記地目が変わっていく格好になるんですが、今後その山林や原野を開きたいということであれば、問題なく開くことは可能です。ただ、開いた後の登記地目は山林原野なんですが、現況が畑となりますので、これを転用しようとする場合には、同じように農地法に関わってくるような格好になりますので、申請が必要な土地となってきます。開いた場合には、私たちも現地確認をしないといけないのかなということで今後なってきます。以上です。

議長　他にご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

それでは報告事項に移ります。農地転用専決処分報告書の届出について、事務局から説明をお願いします。

事務局　それでは、報告いたします。
まず、令和４年１２月総括表については、説明を省略いたしますので、後ほどご確認ください。農地転用専決処分報告書の届出が３件、ございます。
３件すべて農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出ですので、まとめて報告いたします。資料につきましては№４をご覧ください。
１枚目に高田南土地区画整理事業にかかる農地転用届出一覧、２枚目に高田南土地区画整理事業の街区案内図、３枚目以降に仮換地先の現況写真と仮換地指定図となっておりますのでご参照ください。

１件目

報告事項の１ページをお開きください。資料につきましては№４の３ページをご覧ください。

贈与による所有権移転です。

１．当事者の氏名・住所

譲受人は、（氏名）さん　住所　長与町高田郷（地番）です。

譲渡人は、（氏名）さん　住所　長与町高田郷（地番）です。

２．土地の所在等

届出の筆は１筆で、登記地目は畑です。高田郷字（地番）　面積３２３㎡

高田南土地区画整理事業の街区としては、記載の通り、（街区番号）　面積１６６㎡

４．申請日　令和４年１１月２５日

５．専決処分の日　令和４年１２月５日

２件目

報告事項の２ページをお開きください。資料につきましては№４の４ページをご覧ください。

売買による所有権移転です。

１．当事者の氏名・住所

譲受人は、（氏名）さん　住所　長与町高田郷（地番）です。

譲渡人は、（氏名）さん　住所　長与町高田郷（地番）です。

２．土地の所在等

届出の筆は１筆で、登記地目は田です。高田郷（地番）、面積３７１㎡。

高田南土地区画整理事業の街区としては、記載の通り、（街区番号）、面積１７７㎡

４．申請日　令和４年１１月２８日

５．専決処分の日　令和４年１２月５日

３件目

報告事項の３ページをお開きください。資料につきましては№４の５ページをご覧ください。

売買による所有権移転です。

１．当事者の氏名・住所

譲受人は、（会社名）　住所　大阪市（地番）です。

譲渡人は、（氏名）さん　住所　長崎市（地番）です。

２．土地の所在等

届出の筆は１筆で、登記地目は畑です。高田郷（地番）、面積３６６㎡。

高田南土地区画整理事業の街区としては、記載の通り、（街区番号）、面積２１６㎡

４．申請日　令和４年１２月１４日

５．専決処分の日　令和４年１２月１９日

以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第８条の規定により、専決処分をしたので報告いたします。令和４年１２月２６日　長与町農業委員会　事務

局長　山﨑　昇

議長　ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

【お尋ねなし】

続きまして、土地改良事業三条資格者承認の専決処分について、事務局から説明をお願いします。

事務局　それでは、土地改良事業三条資格者承認の専決処分についてご報告いたします。
「長与岡地区基盤整備事業に係る土地改良法第３条資格者確定に伴う承認について」は、１１月の総会時に説明いたしましたとおり、１２月１日までに候補者に変更がなければ、専決処分として承認し、１２月の総会時において報告することを承認していただいております。
報告事項の４ページをお開きください。
３条資格者の氏名・住所
（氏名）さん　長与町岡郷（地番）
以下２９名
申請日　令和４年１２月１日
専決処分の日　令和４年１２月６日
以上のとおり、１１月総会において、承認を得たことにより、専決処分をしたので報告いたします。令和４年１２月２６日　長与町農業委員会　事務局長　山﨑　昇

議長　ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

【お尋ねなし】

次に行事報告をお願いします。

【この後令和４年１２月の行事報告が行われた】

１月の総会日程について、事務局からお願いします。

事務局　１月２４日（火）９時３０分からはいかがでしょうか。

【異議なし】

議長　以上を持ちまして、長与町農業委員会１２月総会を閉会します。